

長野県地方税滞納整理機構女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の
特定事業主等を定める規則

平成28年3月16日

長野県地方税滞納整理機構規則第2号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）
第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項に規定する特定事業主は広域連合長とし、広域連合長は、その任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。